

新潟市障がい者地域自立支援協議会 第18回全体会 議事録

日時：平成29年3月27日（月）15：00～17：00

場所：白山会館 大平明浄の間

## 議事（1）区自立支援協議会の取り組み・成果について

(広岡会長)

それでは議事(1)の区協議会の取り組みと成果について各区協議会の成果及び特徴的取り組み等について説明して頂きたいと思います。いつもの通り全区で8区ありますので4区毎に区切らせて頂きます。4区が終わりましたら質疑等を受けたいと思いますので、早速北区から順番に報告をお願いしたいと思います。では宜しくお願い致します。

(北区健康福祉課障がい福祉係長)

北区健康福祉課障がい福祉係の杉本と申します。

資料の1という事で北区障がい者地域自立支援協議会の平成28年度の特徴的な取り組み成果と平成29年度の来年度の計画についてご報告させて頂きます。まず28年度の特徴的取り組み成果3点あります。第1に北区の地域課題の策定です。各委員の方々から困難ケースをご提出頂き平成28・29年度で検討・検証する北区の地域課題を16ケース抽出しその内10ケースにつままして今年度検討・検証を行いました。

第2に制度間の継続支援の強化として介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携についての研修会です。障がい福祉サービス事業所と介護保険サービス事業所がそれぞれの制度を理解し制度間のスムーズな移行が行える事を目的とし今年度は平成29年1月23日に開催し53名の参加があったところです。

最後に第3に平成28年4月1日に施行された新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例についての説明会を単独で開催致しました。平成28年4月25日に基幹相談支援センター西の方から講師という事で来て頂き北区の自立支援協議会の委員及び事務局・事業所及び北区の職員という事で1時間半程の研修を行って頂きました。

続いて右側の今後の計画という事で、また3点ご説明させて頂きます。

第1に北区の地域課題の検討・検証です。先程ご説明した通り16ケースの内10ケース終わりましたけれども、来年度6ケースの検討及び検証を行い総括報告を作成してその課題解消の為実施出来る事を検討して参ろうと思います。

第2に障がい福祉関係に関する研修会の実施です。毎年研修会を実施しておりますので今年度は内容は未定なんですけれども何らかの研修会を実施する予定です。

第3に可能であればそれとは別に新潟市在宅医療介護連携ステーションと福祉サービスの連携についてです。その意見交換会を行う予定です。北区の地域課題という事で往診してくれる病院が少ないもしくは無いという課題が今年度上がりました。そこで豊栄病院内にある新潟市在宅医療連携ステーション北に相談したところ、意見交換をして課題の解決に取り組む事が出来ればという事で提案頂きましたので、その研修会もしくは意見交換会を来年度行う予定です。以上で北区のご説明となります。宜しくお願いします。

(広岡会長)

はい。ありがとうございます。続きまして東区お願い致します。

(東区健康福祉課障がい福祉係長)

東区の健康福祉課障がい福祉係の生浦と申します。

東区障がい者地域自立支援協議会では年4回の協議会に加えまして今年度下半期はお手元資料でございます2つ目の黒丸以降4つの事、発達障がい研修会・ケース検討会の開催・ケース検討を通じた地域課題の把握と整理・共生型事業所の見学・相談事業所連絡会を開催・実施致しました。

発達障がい研修会でございますが、区役所健康福祉課子ども支援係との共催で開催致しました。東区内の特別支援学級の担任の方・特別支援学校職員の方・ひまわりクラブ指導員の方など37名の方からご参加頂きました。研修会の前半は新潟県立吉田病院の新田医師から発達障がいのある児童または親御さんへの具体的支援方法などを解説頂き、会の後半は自立支援協議会委員が参加者の質問に答えたり意見交換をする場を設けました。アンケート結果からは43%の方から大変満足、52%の方から満足頂けました。

次にケース検討会・地域課題の把握整理ですが、こちらは協議会の無い月に開催しております。ケース検討を通じてどんなケースが処遇困難となり易いかといった観点から東区の課題を整理致しました。その整理を29年度の取り組み内容の決定に致したところです。

3つ目は共生型事業所の見学です。具体的には東区海老ヶ瀬にあります集いの家ななふく小規模多機能型居宅介護と放課後等デイサービスを合わせて行っているということでこちらを見学致しました。

4つ目は相談事業所連絡会の開催です。上半期と同様に下半期も2回開催しました。計画相談の空き状況など情報の共有を致しました。

来年度の取り組みですが、ケース検討会と相談事業所連絡会は引き続き開催致します。また今年度整理しました地域課題から4つのテーマ、学校と障がいサービス事業所との連携、介護保険移行の促進、引きこもり支援、触法障がい者支援というテーマを抽出致しましてワークショップや研修会を実施する予定です。東区は以上になります。

(広岡会長)

はい。ありがとうございました。続きまして中央区お願い致します。

(中央区健康福祉課障がい福祉係長)

中央区健康福祉課の瀬戸と申します。

資料1の一番下中央区障がい者地域自立支援協議会の特徴的取り組み成果の説明をさせて頂きます。

まず1つ目の黒丸。障がい福祉サービスと介護保険との勉強会の実施についてです。こちらは平成29年1月11日障がい者の計画相談事業所及び介護保険事業所の職員など63名の出席のもと開催されました。数多くの事前質問を頂いた中で、「該当する方々にいつ誰がどの様に説明して頂くでしょうか」、また「秋葉区や西区では障がいから介護保険の切り替えの際区内で統一した採用をしていますが、中央区では対応は統一されていますか」「ケースワーカーによって違うのでしょうか」などの質問がありました。この質問に対し中央区役所ではその移行方法について個別対応を実施しておりまして明確なマニュアル化はしておりません。その中区協議会の意見として「マニュアル化する必要はあると思う」、「マニュアル化を目指す場合利用者・事業者共に移行情報が共通認識となるよう周知に掛る時期・方法・周知者などについてある程度は市内で統一する必要がある。については中央区オリジナルのマニュアル作成ではなく全市的なマニュアル整理を検討すべき」との意見を頂き平成29年3月10日に開催された区自立支援協議会報告会にて検討要望を挙げさせて頂きました。

次の黒丸です。地域課題についての検討の実施です。こちらは平成28年12月14日に開催した中央区ケース会議にて住民票地と居住地が異なる場合における在宅福祉サービスについて開催しました。この内容については「現在63歳の女性で介護保険に移行した場合、週に1度しか戻らない自宅に訪問介護を入れる事は出来るのか。実際の所ここ3ヶ月間は木曜日も自宅に戻らず家事援助を全てキャンセルしている状態。家事援助の支援が果たして必要なのかと思う事もある」と。その中でパートナーだけの支援は可能かという質問に対し参加者の様々な検討において可能という結論に至っております。こちらの内容について区自立支援協議会報告会に対し報告事項とさせて頂きました。資料は今後の計画という右側の欄に移ります。中央区では引き続き困難事例の検討によるスキルアップを図るとともに抽出された地域課題について検討を行って参ります。

次の黒丸。見学会研修会の実施をしていきます。簡単ですが中央区の報告以上で終わります。

(広岡会長)

はい。中央区ありがとうございました。続きまして江南区お願い致します。

(江南区健康福祉課障がい福祉係長)

江南区健康福祉課障がい福祉係の大坂と申します。始めに特徴的取り組み成果について申し上げます。

1つ目としまして江南区の地域課題の検討でございます。江南区では「緊急対応を要する世帯について」というテーマで検討を行って参りました。緊急対応が必要なパターンとしまして同居の家族が急にいなくなって障がい者が家庭に御1人になってしまったという設定のもと、まず困り感、確認すべき事項はどういったものがあるかなどの課題及び優先事項の整理。またそれらを解決するには江南区にはどういった社会資源があるかといった事柄を議論し、成果物としましては江南区の「緊急対応フロー図」を作成致しました。作業を通じて確認すべき事項や社会資源について委員の中で共通認識を持つことが出来ました。

次に障がい児支援セミナーでございます。江南区の幼稚園・保育園・小学校・中学校・特別支援高等学校の他福祉事業所職員などを対象としたセミナーを12月26日に開催し当日の出席者は58名でした。今年度は「繋げる、繋がる」と題しまして学校や福祉事業所からの実践報告を行い障がい児の支援の情報を共有しスムーズな支援に繋げる為の関係づくりが出来ました。また「障がい児のための放課後サービスガイドブック」を研修テキストとして活用致しました。

続きまして障がい福祉に関する研修会でございます。特別支援高等学校の生徒を対象に障がい福祉サービスの申し込み手続きの研修を実施した他、介護サービス事業所などと障がい福祉サービスと介護保険の研修会を行い関係者間での情報共有を進めました。

次年度の計画をご覧ください。江南区の地域課題を抽出し課題解決に向けた検討会を開催致します。また障がい児や障がいをお持ちの高齢者につきまして、それぞれ福祉制度、サービスの勉強会を開催しサービスの理解と共に支援者間のより深くなった関係づくりを進めて参ります。その他に江南区の計画相談を多く担当している相談支援事業所と協力して課題解決へのアプローチの勉強会や情報共有を進める為の連絡会を開催致します。以上で江南区の説明を終わります。

(広岡会長)

はい。ありがとうございました。それでは只今の4区から説明頂きまして、この4区に関しましてご質問やご意見のある方挙手をお願い致します。いかがでしょうか。ご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは無い様ですので引き続き秋葉区から報告をお願いしたいと思います。また最後にご質問ご意見等頂きますので最後のところでも今の4区のところでご質問があれば発言をお願いしたいと思います。それでは秋葉区の方宜しくお願い致します。

(秋葉区健康福祉課障がい福祉係長)

秋葉区健康福祉課の岡村と申します。

まずは障がいの者の就労社会参加事業です。あきはステップファームですが農家から旧盆地を借用して大麦などを栽培、収穫の農業体験クッキーやパンなどの加工を障がいの者・保育園児・学生が一緒に行い交流を通じた理解、障がいの者の就労支援を行いました。障がいの者チャレンジ支援は福祉施設に通所している障がいの者の方に区役所や民間事業所で事務作業訓練を行い、能力向上と就労意欲を高め、また障がいの者雇用への理解を深める事を目的としております。

次に障がい児つながる支援セミナーです。保育園や小中学校で障がい児に携わっている保育士・先生・相談事業所などの方を対象に開催しました。座談会とグループワークを行い保育園や小中学校などステージ毎に代表の先生から現場での対応や支援などについて現状を語って頂きました。

次に障がいの者の高齢化ワーキング研修会です。研修テーマは「障がいと高齢分野でスムーズな支援、連携を図るにはどうしたら良いか」とし、講義、事例提供、グループワークを行いました。

続いて福祉施設による地域と関わりのある取り組みです。施設における地域の交流について調査を行った所各施設が何らかの形で地域との交流を行っている事が分かりましたので、まずは情報の発信ということで新年度区内の障がい施設による地域の関わりを秋葉区便りを通じて紹介する事にしました。

次に痰吸引にかかる課題についてです。10月の全体会でも報告させて頂きましたが痰吸引が必要な方の受け入れについて前回この場での委員の皆様から頂きました意見情報提供を踏まえて調査の内容を検討して参りました。新年度に入り調査を行う事にしております。

次は相談支援事業所の業務量の実態把握です。秋葉区内の事業所で業務量調査を行い相談員1人当たりが受け持っている件数やモニタリングなどを集計しました。

続きまして次年度以降の取り組みでございます。障がいの者の就労社会参加支援事業ですが農業体験を活用した障がいの者・保育園児・学生との交流、就労支援事業、民間事業所などでの職場実習の2つの事業を行います。また新たな取り組みとして秋葉区内の各障がいの者施設で生産している授産品を新津駅前の新津地域交流センターの1階にKorette(コレッテ)という販売ショップを設置し商品にもKorette(コレッテ)のロゴを付けてブランド化し販売を行うと共に障がいの者が販売実習を行います。

次に今年度行いました保育士や小中学校の関係者を対象とする障がい児のセミナー障がいの者の高齢化に伴うケアマネ研修会も行う予定です。また新しい検討テーマについてもワーキンググループを立ち上げる予定です。次に福祉施設の地域の関わりについての取り組みにつきまして先程も申しましたけれども、29年度30年度の2ヶ年に渡り写真などを使った紹介記事を年5回程掲載します。最後に痰吸引にかかる課題につきましては検討事

項として平成29年度は調査内容をまとめ実態の把握に努めたいと考えております。以上秋葉区の報告でした。

(広岡会長)

はい。ありがとうございました。それでは続きまして南区お願い致します。

(南区健康福祉課障がい福祉係長)

南区健康福祉課障がい福祉係呉井と申します。

南区の特徴的な取り組み、成果としまして平成28、29年度の南区の地域課題として3つの抽出を行いました。今年度は進行・管理を予定通り3つの課題に取り組みました。そのうち28年度後半は「障がい児の課題」、「ライフステージごとの課題整理」の地域課題について検討しました。児童のケース事例からインシデントプロセス法により課題の整理を行いました。児童の場合保護者を含め家族の障がい受容も重要であり本人への支援は家族への支援にもつながるため、学校や他機関との連携する仕組みづくりが重要と考え、障がい児及びその家族への支援と支援をする事業者への支援が早期に行えるよう各関係者連携のための模索と各ライフステージにおける課題などを検討するためにワーキンググループを立ち上げました。検討事項としては、障がい児者の各年代における課題整理、早期勧誘できるネットワークづくりをあげています。

次に南区役所で取り組んでいる特色ある区づくり事業など3つの事業の実績を報告し委員の皆さんから意見を頂きながらよりよい事業となるように情報を交流させてもらっています。事業の概要については前回の全体会で内容を報告させて頂いていますので省略させて頂きませんが、実績としまして障がい者の農業体験事業が4月から11月まで週1回、24回開催し、たくさんの野菜を作り収穫し、その作った野菜を障がい者自ら南区役所で7月から11月まで販売いたしました。また保育園の園児との交流会を3回行い、今年度もとても充実した体験をすることができました。

2つめの事業、地産地消につなげる障がい者自立促進事業が2か所の障がい者施設で南区産の野菜・果実を加工して製品を完成させ販売を支援する事業です。一つの施設では業者向けに枝豆パウダー、一般販売で味噌汁の具の乾燥野菜、イベント販売で枝豆ドーナツを完成しました。もう一つの施設では、南区発祥の果物ルレクチェと桃のドレッシングが完成しました。来年度の販売に向け支援を引き続きしていきます。

3つめの事業、健康大麦プロジェクトについてです。こちらは健康にいいといわれる大麦を使用した大麦100%のシフォンケーキと大麦50%を使用のナムパン、大麦30%使用の食パンを完成させました。こちら来年度の販売に向け支援を行っていきます。

続きまして今後の計画についてです。地域課題の検討として、障がい児のワーキンググループに学校と福祉関係の連携ができる仕組みづくりを目標にお互いに顔の見える関係性が築けるよう、また参加者の現場の声を出し合えるように情報の共有が図れる機会となる

よう 6 月の下旬に障がい福祉サービスについての勉強会を開催する予定です。今後、対象者の保育園、幼稚園、小学校、中学校の職員を対象に開催に向け準備を行っていきます。

また地域課題としてあげた残りの 3 つ、「精神障がいの差別、偏見をなくすために」、「災害時における障がい者の避難について」、「計画相談支援事業者を増やすために」について取り組む予定です。

次に、就労支援、自立に向けた活動の支援について、先ほどご報告した通り、事業の情報を共有し、意見を頂きながらより良い事業となるよう引き続き支援を行い事業を進めていく予定です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。それでは続いて西区お願いします。

(西区健康福祉課障がい福祉係長)

西区健康福祉課榎本です。

まず特徴的取り組みですが、資料に書いている 3 点になります。「事業所別連絡会議」、こちらにつきましては年間を通して同種の事業者ごとにお集まりいただきまして日頃の活動や情報の共有、事例検討を通じてその事業所ごとに課題の抽出をしてきたところです。

2 番目、「相談支援事業所会議」につきましては相談支援事業所及び行政で集まった中で、ケース検討を通じて課題の抽出・情報の共有を図ってきた会議です。

3 番目、「西区がく・ふく連携会議の開催」、こちらは西区にお住いの特別支援学校等に通われている学校の先生方にお集まりいただきまして、児童の情報を共有、今回は下半期ですので特に高等部の卒業生の進路先の情報の共有ですとか、今後のこの会議体制づくりについても検討してきたところです。

続いて今後の計画になります。「(仮称)生活支援拠点等会議の開催」になります。市の方でも検討しています生活支援拠点等の整備について、西区での体制について、どうあればいいのかとかそれに向けての課題とか、来年度関係者にお集まりいただいて検討を進めていくという会議なっています。

2 番目、「(仮称)高齢・医療連携会議の開催」についてです。こちらは高齢の分野ですと、障がいから 65 歳になると介護保険に切り替わるとなりましてスムーズな移行に向けた関係者の連携ですとか、医療の部分で言いますと、西区では大きな精神科系の病院があるんですがそちらとの連携をさらに深めていくためにそれぞれテーマを設けて関係者にお集まりいただきまして会議をしていく予定としています。

3 番目として、「相談支援事業会議」ではケース検討会議を引き続き行うとともに、最後「西区がく・ふく連携会議」も関係しますが今までは小学校から高等部の先生に一堂にお集まりいただき開催していたところですがそれぞれ先生方にとってもテーマは違ってくることもありますので、来年度は乳幼児期及び学齢前期の小中学生、学齢後期の高等部の 3

つにわけてそれぞれテーマに合わせて会議を開催していく予定としています。以上になります。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。最後西蒲区お願いします。

(西蒲区健康福祉課障がい福祉係長)

西蒲区健康福祉課障がい福祉係 織田島です、どうぞよろしく申し上げます。

西蒲区の特徴的取り組み・成果、及び今後の計画についてですが、まず特徴的取り組み・成果としてひとつめ「西蒲区がく・ふく連携会議の開催」です。年間4回開催してきました。西蒲区在住の児童・生徒がいる特別支援学校と区内の福祉施設と実習状況や卒業後の進路について、福祉施設の空き状況だったり利用状況、また気になる在校児童・生徒について情報交換を行いました。こちらはアンケートを取って次年度の体制についても意見交換を行いました。

2つめは「地域活動支援センターワーキングの開催」です。今年度、8回行ったケース会議で地域活動支援センターとなる事例から地域活動センターが利用者だけでなく利用者を取り巻く課題を抱え込んでいることが見えました。抱え込みの解消としてワーキングを開きました。事業所ごとの受付を統一したシートとし会議を開きやすいように情報シートを作成しました。関係機関で統一した方法でいつでも相談しやすく対応できるよう検討しました。

今後の計画です。障がい福祉サービス説明会は引き続き次年度も開催する予定です。西蒲区に在住する児童・生徒のいる特別支援学校・特別支援学級の保護者の方に、障がい福祉サービス等の利用について周知を行っていきます。

2つめです。西蒲区がく・ふく連携会議は今年度体制の検討を行いました。ライフステージに合わせた会議の持ち方として子ども支援会議と進路調整会議とに分けてそれぞれの課題に応じ開催していく予定です。また、就労や住まいについて生活支援会議を設け協議を行うことを考えています。

最後ですが、西蒲区のケース会議です。引き続きインシデント法により開催し、西蒲区の地域課題に気づき整理して把握することに関係機関と努めていきたいと思っております。以上です。

(広岡会長)

ありがとうございました。それでは後半、秋葉区から西蒲区にご質問ご意見、ご質問でしょうか



(坂詰委員)

新潟白根総合病院のソーシャルワーカーの坂詰と申します。

北区の杉本係長に提案なんです、今後の計画の中で新潟市在宅医療・介護連携ステーションと福祉サービスの連携についての研修会を実施するとありましたが、各区にステーションがあるはずなのでぜひどんなふうになったかを各区に発信していただきたいのがひとつと、このステーションを取りまとめているのが保健所の中にセンターというところがあるのでそこも巻き込んでやるとそれぞれの部でいいのかなという意見です。

(北区健康福祉課障がい福祉係長)

北区の地域課題ということで出ましたが、基本的に全区なのかという点もありますので今後その点も含めてやらせて頂きたいと思います。ありがとうございました。

(広岡会長)

よろしいでしょうか。他にありませんでしょうか。

(須田委員)

南区訪問介護センターの須田と申します。北区と中央区についてですが、障がい者の方が介護保険に移行するとき私たちも問題を抱えているんですけども、研修をした中でこういう方向性が見えたとかこれが課題だなというものがあればお聞かせいただきたい。

(北区健康福祉課障がい福祉係長)

北区ですが、こちらは3回目ですけれど、結局は障がいから介護に移行するときに誰がやればいいのか、どっちが主導なのかまだ解決できていない。今後の市として運営事務局会議で、マニュアルというか移行の時にどうすればいいか今後検討し行くという予定ではありますが、なかなか制度の壁があってスムーズにとというのは、障がいの事業所と介護の事業所が60人くらい集まっていますがなかなかうまくいかないのかなと感じています。北区は以上です。

(中央区健康福祉課障がい福祉係長)

中央区障がい福祉係の瀬戸と申します。ご指摘あった問題・課題なんですけれども数多くの問題があるという認識でした。改善策については、説明させて頂いた通り西区、秋葉区はすでマニュアルというか手引きのようなものがある。それをベースにできることからまず進めていければと考えています。中央区だけで進めていくと、事業所から「中央区はそうだけれど他の区ではこうです」とまた問題が再発すると悪いので全市的なマニュアル化を目指していければと考えています。

(広岡会長)

一つの区だけでやれても…という点で、先般の事務局会議でも介護保険への移行手続きについての資料を提出させて頂いて検討しています。また引き続き介護保険にスムーズに移行できるような研修など自立支援協議会でも検討していきたいと思います。他に何かありますか。

(坂井委員)

地域生活支援センターふらっと坂井です。

まずひとつは、西区で行うという生活支援拠点等の会議ですけれども、平成29年度実施するということになっているわけなので、決して西区だけの問題ではないという気がします。全区で何らかの形で検討してもらいたい。

あと、地域活動支援センターについて西蒲区でやっていたワーキングで地域活動支援センターⅢ型で相談支援事業をやるのが当たり前のような形で現実に謳われているわけです。しかし、実際難しいものだという事は実態として起こっていると思われるので、そこは丁寧な関わり方を基幹センターにお願いしたい。課題は決して西区、西蒲区だけの問題ではないと思うので、教えていただきたい。

(広岡会長)

この問題について基幹相談にお願いしていいのでしょうか。

(坂井委員)

基幹については区の方からお願いします。

(広岡会長)

質問が2つありますが、1つ目の地域生活支援拠点については事務局よりお願いします。

(障がい福祉課介護給付係長)

今ほど坂井委員からご質問頂きました地域生活支援拠点等の整備についてですが、先の10月の全体会でも、平成29年度末の整備に向けて取組みますというお話しさせて頂いたところですが、平成29年度は各区の委員の皆様からお集まりいただいて課題等検討していただくチームを結成して整備に向けて取組みを進めていきたいと考えています。

(広岡会長)

続いて2番目の質問で、地域活動支援センターワーキングの開催でⅢ型の相談関係が非常に問題になっているということですが基幹相談からお願いできますでしょうか。竹田相談員お願いします。

(竹田相談員)

地域活動支援センターⅢ型の実態調査については西区の地域活動支援センターの連絡会が立ち上がりまして、31事業所にアンケート調査を行って27事業所から回答が寄せられて集計をした結果が出ています。

けれども全市的な課題ありそれをどうつなげていくのかについては、今後の運営事務局会議で検討していこうと、全市的な課題の明確化をしようと準備を進めているところです。すでに西区の連絡会の方で要望事項というところまでまとまっているので、それも含めての全市的課題提案が出されていくのではと考えているところです。

(坂井委員)

ありがとうございます。両方とも喫緊の課題かと思うのできちんと対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(広岡会長)

ありがとうございます。他にご質問ご意見ありますでしょうか。

時間の関係もありますので、(1)の議題についてはこれで閉じさせていただきます。

## (2) 運営事務局会議報告

(広岡会長)

それでは(2)運営事務局会議の報告に移らせて頂きたいと思います。事務局お願いします。

(中央区健康福祉課障がい福祉係長)

中央区健康福祉課の瀬戸と申します。よろしくお願いします。

私の方から資料2に説明をさせていただきます。その前に運営事務局会議の役割について説明させていただきます。運営事務局会議は区自立支援協議会からの現状では出来ない支援等の報告を受け、現状を把握するとともに事務局会議構成員でその情報を共有し、何が問題でどのようにすれば解決できるのか具体的に協議し、必要があれば専門部会を設置するなど全体化に対し設置承認依頼を行ったり、各部会や各協議会で援助内容をフィードバックする役割を担っていると思います。構成員については3ページにある名簿の通りです。

それでは表にある本年度の後半第4回事務局会議から報告させていただきます。

第4回開催日平成28年度12月27日、区自立支援協議会報告会12月19日開催からの要望報告内容の確認。①バリアフリー施設の利用等について(北区)。障がい当事者団体が会議室を利用したくてもバリアフリー仕様の会議室等は申し込みも競争ですでにいっぱい使用できないことが多い。福祉業務での優先利用制度の導入の検討ができないか。検討内容等に触れます。右側です。①障がい者への施設優先利用制度導入の是非について議論。こちらについてなんですけども、これは障がい者に施設入所利用を勧めるのは合理的配慮ではないのかという意見に、障がい者だから施設利用を優先するというのは共生が言われている中で障がい者理解の妨げになる恐れもあるという意見がありましたが、運営事務局会議としては、制度の導入については色々意見が分かれる所であり実現には困難が多いと想定されますが、検討の中で公共施設以外、具体的には障がい福祉サービス事業所で公共施設のように常時貸出することは出来ないけれども、相談があれば個別に貸出に応じている事例があるとの話がありました。資料に戻りますが、このことから障がい福祉サービス事業所の会議室を地域当事者に貸し付けているケースの紹介から、まずは北区内で障がい者に施設を貸出ししてくれる協力施設について情報収集を依頼しました。

続きまして②待機者の解消について(北区)、入所待機者の現状確認作業の見直し、待機中に必要なサービスと、待機が解消されるサービス調査検討。こちらの補足説明なんですけど施設入所待機者が減らないし、入所を希望しても入所出来ない現状、また安心の為の待機も多い等の課題認識から、解消すべき待機者と、それまでも問題ない待機者の見極めのための入所調整調査等の改良など、入所待機者の現状確認作業の見直しが出来ないか、また早急な待機解消は困難であるので待機中に必要なサービス、待機が解消されるサービスの調査検討を検討して欲しいという内容です。

右側の②に移ります。②入所待機者の現状を確認。入所順番が回って来ても断るケースが後を絶たず課題となっていることなどを議論。待機者の全体数を議論するより入所緊急度が高い人についての議論が必要。入所調査票や入所の必要性についてケースワークの方法見直しなどの意見がありました。こちらについては引き続き運営事務局会議で検討をさせていただきます。こちらなんですけども実際に年間10名程度入所があります。一方で待機申請者もいるため待機者数は、ほぼ変化が無い状況であることを踏まえた内容になっています。

続きまして資料③に移ります。地域活動支援センターのみの利用者で、真に相談支援が必要なケースに対する計画相談支援給付について(西区)。こちらの補足説明ですが、10月全体会において検討要望があったものの追加要望です。地域活動支援センターのみの利用者のうち、処遇困難ケースで相談支援が必要な方について10月全体会では基幹相談支援センターや区、区協議会等の既存事業の活用を、と回答させていただきました。これを踏まえ西区協議会から、基幹センター等の既存事業で抱えるには現状との両立が困難として再度要望されたものです。資料右側検討内容についてです。

③地域活動支援センターにおける相談体制についての議論。制度上、地域活動支援のみの利用者は計画相談支援対象外なので個別給付は困難です。地域活動支援センターにも機能強化事業として相談がありますが、地域活動支援センターの相談力向上に向けた仕組みを考えてみてはどうか等の意見がありました。また区によって保健師や区が利用者情報を共有し、地域活動支援センターへのフォローアップ体制を組む動きもあります。まずは真に相談が必要とな方がどのくらいいるのか実態把握が必要となってきます。引き続き運営事務局会議にて検討となっております。西区実施のアンケートの結果待ちとなっております。このアンケートについてですが、先程説明がありましたが西区協議会が地域活動支援センター事業所にアンケートを行うとしていましたのでその結果を待ってから再度、引き続き運営事務局会議にて検討することとしております。

続きまして1番下の④の在学中のグループホームの体験利用について(西区)。右側検討内容についてですが、こちらは利用可能として対応させていただいております。

続きまして資料を1枚捲って頂きまして、2ページ目の説明に移ります。1番上移動支援の要件見直しについて、こちら右側なんですけど別紙1となっております。こちら変更内容など等がありますが、こちらの資料の1番下でまとめて報告させていただきたいと思っています。

続きまして(2)地域で暮らす障がい者を支える体制づくり事業(以下「コールセンター事業」)の見直しについて。】右側、地域生活支援拠点等で整備する「緊急支援」の機能の一部を果たすコールセンター事業の見直し進捗状況を報告させていただきました。進捗状況を踏まえ今後は、地域生活支援拠点等の整備の協議とからめて検討してまいります。検討内容別(課題別)に作業チームで協議してはどうかとの検討が行われました。(別紙2)こちらも後程まとめて報告させていただきます。

続きまして第6回平成29年3月17日分の報告です。区自立支援協議会報告会(3月10日開催)からの要望・報告内容の確認①障がい児入所施設に入所中の強度行動障がい児の18歳以降の生活の場について(東区)こちらのほうは、いわゆる卒業後の生活の場を確保についてという事です。強い行動障がいの方が過ごせる場所の確保や人員に関する対策の検討です。強度行動障がい児のグループホーム増加に繋がる施策の検討。右側の方に移ります。強度行動障がい者への支援の在り方を議論。ソフト・ハードの両面整備が必要、ソフト面については支援者研修への助成などを行っているがハード整備における課題について1歩進んだ協議が必要との結論です。引き続き運営事務局会議にて検討してまいります。

続きましてその下②障がい福祉サービスから介護保険へのスムーズな移行について(中央区)全市統一的な移行マニュアルの整備を検討。こちらの補足ですが、現在障がい福祉サービスから介護保険への移行に関して、いつ、だれが、どのように、介護保険に該当する方に説明をするのか、切り替えの時期や対応方法を統一するため、全市統一マニュアル整備を要望しました。右側、西区、秋葉区の取り組みを確認しました。西区マニュアルを参考にすることが出来ないか協議しました。介護保険の説明開始時期について60歳から始め

るべきとも意見もございました。引き続き運営事務局会議にて検討します。西区マニュアルをケースワーカー会議にかかり内容を精査をすることにしています。こちらの補足としましては、移行フローについては現在西区、秋葉区が区内で統一した対応を行っており、特に西区については、65歳に到達する1年前の障がい福祉サービスの更新のタイミングから、だれが本人に説明をしていくかを定めたマニュアルが作成されています。そのマニュアルについては西区内の地域包括支援センター会議で確認を受けたものということで、事務局会議ではこれを全市統一マニュアルのベースに出来ないか協議しました。この西区マニュアルは、介護保険の説明開始時期が1年前となっておりますが、事務局会議運営委員会は最低でも60歳到達頃から始める人の意見が多数しめることからまずは地域ケースワーカー会議にかかわる内容の精査を行ったうえで再検討することとしました。

続きまして表の1番下(2)移動支援の要件の見直しについて移ります。こちら別紙1となっております。1枚捲った右側5ページをご覧ください。別紙1 移動支援見直し(案)、1.見直しと経緯と内容。平成26年8月、中央区自立支援協議会から下記課題提起させていただきました。課題について①全身性障がい者(児)の要件緩和。現行の要件は4肢障がいとしているが、他の障がいの要件に比べ基準が厳しいことから対象要件の緩和を要望させていただいております。②対象となる外出についての整理、支給決定の根拠が不明確であるため、明確にすることを要望しております。こちらの補足としましては、例えば、やむを得ない場合に認めている通学、通所の週3回ルールの適用が曖昧、支給決定の根拠が不明確であるため明確化することを要望したものです。資料に戻ります。

③難病患者等の対象者の追加、個別給付サービスでは対象となっている難病患者等を対象者に追加する事を要望しています。④上限時間の導入、支給決定の上限時間の設定を要望しています。

続きまして平成26年12月他区の自立支援協議会においても中央区の課題を同様に捉えていることを確認させていただいております。そこで事務局会議で課題協議を始めましたが、当時国が移動支援の個別給付化の検討の動きがあった為、事務局会議での協議が一時ストップしました。その国の動きが不透明なことになったために、資料の次に記載があるとおりに進めてございます。その下の資料の黒いポチの平成28年10月運営事務職会議での検討を再開、他都市の状況確認。平成29年1月運営事務局会議で検討見直し案の作成。平成29年3月運営事務局会議で検討、各区自立支援協議会からの意見を集約となっております。こちらについてなんですけど特に1月の事務局会議、こちらでは区協議会からの意見聴取に基づいて行うべきとの意向を受け8区協議会から意見を頂いています。結果は概ね了承であったことから事務局会議としては、この見直し提案を基に次は新潟市のほうで予算要求などの実現に向けた動きに繋げてもらいたいと考えています。なお、協議会による見直し案の内容は裏面に記載されております。内容なんですけど①全身性がい者(児)の要件一部拡大、対象者要件の一部拡大、②知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)の要件追加、支給決定の基準とする要件の追加、③難病患者等の対象者の追加、障害者総合

支援法の対象となる疾病に罹患している難病患者などの一部を対象者に追加、④支給時間の設定、支給決定における上限時間の設定としております。

続きまして資料7ページに移ります。ちなみに先程説明させて頂いた地域生活支援拠点等の整備についての検討状況(平成28年度)で示したものです。こちらも別紙の上の表のなんですが、先程の資料2ページの第5回の議題、地域で暮らす障がい者を支える体制づくり事業(以下コールセンター事業)についての見直しという事なんですけれども、別紙2に入る前に前回10月全体会において新潟市の地域生活支援拠点等整備については、緊急時の支援について優先的に検討していくことを確認しているわけですが、その体制づくりにはコーディネートの機能を果たす24時間365日の相談体制確保が必要です。その体制の一部となるコールセンター事業の現状と見直し検討状況について報告がありました。事務局会議としては、見直しの進捗状況をふまえ、今後については地域生活支援拠点等の整備の協議と絡めた進行が必要であること、また平成30年までに整備という時間的制約があることから、検討内容別、課題別に作業チームを作り検討していく案を提案してございます。その検討方法は別紙2の下の表、ちょうどここで説明させていただきますが、それでは資料の別紙2の説明に移ります。上の所の図なんですけども日中と夜間、休日についてどのような機能や対応が必要か図に表したものです。まず現在新潟市に基幹相談支援相談センター、計画相談事業所、一般相談事業所、コールセンター事業所、後様々な相談窓口を駆使し24時間365日の相談体制を確保しているわけですが、図中の日中に関しては基幹相談支援センターや計画相談事業所など資源としてはそろいつつありますが、そのすみわけ等について課題があります。一方図の中の夜間休日については、計画相談、一般相談、コールセンター等がありますが、そもそも体制自体がまだまだ脆弱で整備が必要な状況に、休日夜間の緊急受入れ対応についても検討が必要になるということがなっております。拠点等整備に関しては平成30年までに整備という期限があることから、予算スケジュールなどもにらみながら、日中と夜間休日とに分けて効率よく検討を進めていこうという案を示した図になります。

続きまして7ページ、下の図の説明に移ります。今後の検討について運営事務局会議内に2つの検討チームを作り分担して検討と記載してございます。その2つの検討チームとは、またさらに右側の図、鼠色で塗りつぶした枠なんですけど、運営事務局会議の下、コール事業等作業チーム、その下8区横断作業チームのこちらの方の2つの検討チームとさせていただきます。コール事業など作業チームについては検討事項、コールセンター事業の見直し、夜間休日における相談・現場対応、受け入れ対応の方法について、構成員については24時間コール事業所・事業者、短期入所、相談事業所・事業者など事務局は障がい福祉課としてございます。続きましてその下の8区横断作業チームの検討事項。日中における相談対応、予防相談の流れ、緊急支援後の事後相談支援、再発防止、事態収拾について、構成員は8区協議会委員、事務局は区障がい福祉係。こちらの補足説明なんですけど、日中相談内容や緊急事態・緊急の状態に陥らない、または陥った場合どのような対

応するのかを予防相談として検討、または夜間・休日緊急対応を行った場合は、その後再発防止や緊急事態収拾といった事後相談の流れを検討したいと考えています。構成員としては8区協議会委員の中から相談・サービス事業所、相談等のバランス等を考えて選出してもらおうと考えてございます。拠点等整備に関しては、エリアに何か所整備するといった数が問題にされやすいですが、新潟市については住む地域によって受けられる支援に差が生じないように、まず全市統一した対応フローがあって次に申請を考慮していくほうが現実的と考えるならまずは全市として検討してまいります。

また、表1番下の相談支援連絡会ですが拠点等整備の検討は作業チーム中心に進めていきますが相談特有の課題があった場合に集中的に検討が出来る場として相談支援連絡会を復活させたいと考えております。作業チーム、相談支援連絡会ごとに分かれて検討した場合に、一体的な体制が作れるかが、課題となってきますので各チームはそれぞれの会議に出席ができるような態勢にしてもらいますし、それぞれが連携し協議の進むよう考えております。なお、協議方法の案については2月の各協議会にも意見を求め、概ね賛成の意見をいただいておりますが、全体会委員皆様の協議方法についてのご意見等ありましたらお願いしたいと思います。長くなりましたが、説明は以上です。

(広岡会長)

はい、説明ありがとうございました。運営事務局会議からの報告という事で、前半は第4回、5回、6回の運営事務局会議の内容説明、それから後半は別紙1、別紙2、移動支援の見直しについての案とそれから今後も順次この自立支援協議会で検討していかなければならない地域生活支援拠点等の整備についての説明だったと思いますが以上について皆様からのご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

はい、坂井委員をお願いします。

(坂井委員)

地域生活支援拠点についてです。1つ簡単な質問だけさせていただきます。まず、「定着」は一般相談事業所のことを言いますか。

(広岡会長)

いかがでしょうか、事務局。

(障がい福祉課介護給付係長)

はいそうです。

(坂井委員)

今現在、一般相談事業所っていくつありますか？



(障がい福祉課介護給付係主査)

指定一般の事業所につきましては8(事業所)でしょうか。4月にはまた増える予定になっています。

(坂井委員)

現実に一般相談事業所で夜間やるというのを、この表を見ると見受けられるのですが、でも一般相談事業所でそこまで整備がなかなか進んでこなかったという事も数面あるわけで、そこに負わせるのはいかななものかなとちょっと思うんですけども。そう言った中で、やっぱりその部分もきちんと手当していかないと、さっきの話じゃないんですけど計画相談事業所も南区さんは毎回話が出ているんですけども、相談事業所が無いというふうなことを言われてますけども、その部分も含めて地活のさっきの話も含めてなんですけども、きちんと手当をしていかないと事業所は増えないという実態もあって、まるであるかのごとく書かれていると、そこで全部カバーできるわけでもないのに、やってもらうというのはいかななものかなとちょっと思うことで、やはり相談に対して相談の実数がどういふことなんだということもありますけれども、私も20年ほど相談やっていますけども相談はやはり受け皿がないといけなくて、その中で実数が上がるというよりは相談しやすい形ということが絶対必要なのでその部分はきちんと討議してもらいたいと思います。実数が低いからということとは相談者がいなければ実数なんて上がらないし、その部分がどっちが先ということではなくて、やっぱりさっきの地活のⅢのことで気になるんですけども、やっぱり地活のⅢと今日の地域活動支援センターからなおさら多く反応してしまうことなんですけど、私どもが行っているものは地域活動支援センターⅠです。それは相談をやるということが当たり前なことではあるので年間7000、8000と相談があります。確かにそれは実数に関しては、リピートというように何度もやっていく形もあります。でもそれは再発を予防するという観点からやっていることであって決してその人たちが数に、実数が少ないということではなくてですね、その部分再発を防いでいるとも考えると本来は地活のⅠというような、そういうような所がもう少し精神障がいの人たちの相談、今度後で報告があると思いますけれども、ほぼ相談事業の半数は、半分ぐらいは精神障がいの人たちからということの実態があるわけですので、その部分のことをテーマに上げていかないと相談事業は、相談そのものがやっぱり重層的にカバーが出来ないわけだと思っています。ですから拠点に関してもそうなんですけども、どういう風なやり方をするのかもっと勉強していかなきゃならない。現実にも実際としてもうやっていることもあるわけで、その部分と例えば確認に行くとか、話を聞くとかと言ったことをぜひやって、そして皆さんが同じ方向でこういうことが必要なんだという事が確認したうえでやり始めて行かないと、ただただ足りないことだけを言ってくると本質的にそれがカバー出来ているのかどうかすごく心配なので、だからこそ言うわけなのでその部分ぜひ先程も

言いましたように、各区での実態を含めてですけども、今ある事業を含めて見直しをやってもらいたいなという風に思います。

(広岡会長)

はい。貴重な意見ありがとうございます。相談の実数が足りないまた、その中でも受け皿として相談しやすい人だったり、質の問題が大切じゃないかという意見かと思いますが、これに対して事務局はどうでしょうか？

(障がい福祉課介護給付係主査)

只今の件につきまして坂井委員のおっしゃる通りだと思います。まずこちらの班につきましてはコールセンターの事業を見直すにあたって市の中にどんな相談があるか、まず資源としてこういう物があると整理させていただいたものとなります。今後の検討の中でこれをどういう風に活用するか、何をどこまでやってもらうのか、支給決定方法、そういったものも含めて検討していく。これからという対応になりますので、今頂いたご意見を踏まえて検討していく。以上です。

(坂井委員)

今回は計2つの検討チームを作り、相談支援連絡会のことなんですけどもこの中に計画相談事業相談者と入っているんですが、さっき計画相談事業所がないという状態もあるんですけども、その中で参画してもらうためにはリスクなことなんです。その部分はきちんと手当できるのかという事をちょっと聞きたい。

(広岡会長)

はい、事務局。きちんとした手当について。

(障がい福祉課介護給付係主査)

確かにおっしゃる通り相談事業所は今非常に業務的に厳しい状況にあると思いますけれども、だからこそ実際今業務に携わっている方々の課題点を聞くためにも、検討の輪の中にも入っていただきたいと。ただ回数ですとかそのあたり基幹相談支援センターと協力しまして、なるべく負担の無いように協議に加わっていただくようにしていきたいと思いません。

(広岡会長)

はい、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。時間もだんだんと押してきていますので事務局の報告としまして拠点整備、こちらの方が29年度末までにしっかりとした方向性を検討していくという形で今後進めていかにしていただきたいと思えます。また、移動支

援につきましては、見直しについて協議会としては見直し案の方向性で不満を市に提案して欲しいということで今後提案していきますのでよろしくお願いいたします。この2ついずれにしても区の協議会からも概ね了解の意見はいただいております。全体会でもここでも意志確認したという事で確認させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。はい、これで(2)運営義務局会議からの報告は終わります、(3)特別支援学校の進路検討部会報告につきまして事務局報告をお願いします。

### (3)特別支援学校の進路検討部会報告

(障がい福祉課介護給付係長)

障がい福祉課介護給付係山田と申します。それでは特別支援学校進路検討部会最終報告させていただきたいと思っております。お手元の資料3新潟市障がい者地域自立支援協議会特別支援学校の進路検討部会最終報告をご覧くださいと思っております。失礼ですが座って説明させていただきます。それではお開きいただいております1ページの2.の設置の経緯と3.の目的については説明させていただきます。障がい福祉課において特別支援学校を卒業生の進路調整チームを行っている所ですが平成25年4月から要件が変わりまして特別支援学校卒業生就労継続支援B型事業所の利用について、卒業の利用に際して就労経験のない卒業生が就労継続支援B型事業所を利用する場合は就労移行支援事業所による就労アセスメントが必要となりました。今後は特別支援学校卒業後、直接就労継続支援B型事業所が利用できなくなるという問題が発生しました。これまでは学校卒業後利用申請を行うことですぐに就労継続支援B型事業所を利用することが出来ましたが、平成25年4月から制度が変わったことで特別支援学校の卒業生は就労アセスメントを受けないと就労継続支援B型事業所が利用できなくなったことから特別支援学校の生徒の進路調整に関する問題や課題の解決に向けて平成24年度に特別支援学校の進路検討部会を設置致しました。この部会ではこれまでに特別支援学校卒業生の進路調整の検討及びシステムの構築や卒業後に直接就労継続支援B型事業所を利用出来ない問題に対する方向性への検討、進路調整における教育と福祉の連携を目的に、どのような方向でスムーズに就労アセスメントを行い就労継続支援B型事業所の利用に結びつけたら良いかについて継続して検討してきました。平成27年度に厚生労働省が具体的な方針を示したことから、本部会での議論が進んできまして暫定支給決定による就労アセスメントの実施の流れを具体化にすることが出来たところです。4.の成果ですが、本部会での議論を踏まえて、平成28年度末の卒業生から、卒業後就労継続支援B型事業所の利用を希望する生徒を対象に暫定支給決定による就労移行支援事業所での就労アセスメントの実施を開始しました。

資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

資料の 5 ページの別紙 1、特別支援学校の進路検討部会・特別支援学校卒業生・障がい福祉サービスの利用までの流れについて説明をさせていただきます。資料の訂正をお願いします。3 学年の 1 月の黒丸の所、資料の方では通所取設利用調整会議と記載されていることですが、こちらを通所施設利用調整会議の誤りですので訂正していただきたいと思います。特別支援学校卒業後就労継続支援 B 型事業所の利用を希望する生徒については、2 学年の 2 月から 3 月に就労アセスメントのための暫定支給申請を行います。その後 3 月の概ね 6 月から 7 月にかけて、就労移行支援事業所で就労アセスメントを実施します。アセスメントの日数については 1 人 3 日を上限としています。これは就労移行支援事業所の受入れの規模や、学校のスケジュールなどを考慮しての現時点での最大限の日数となっています。この就労アセスメントの結果を受けまして 3 学年の 10 月～12 月の期間中に障がい福祉サービスの利用申請を行います。その後 1 月に通所利用の調整会議を経て 2 月には卒業後の通所施設が概ね決定することとなります。希望する事で、卒業式の翌日から障がい福祉サービスの利用が可能となります。また 3 学年の 10 月から 12 月の障がい福祉サービスの利用申請期間は全サービス共通となりますが、生活介護希望者につきまして、サービスの利用に際して障がい支援区分が必要となることから 8 月から先行して障がい支援区分認定の為の調査を実施する事となります。また、計画相談支援事業所による就労アセスメントの為のサービスなど利用計画の作成については、必須としていない所です。これは、就労アセスメントの計画作成の為に動かなければいけない時期が 4・5 月頃となり計画相談支援事業所にとって 1 年間で最も繁忙な時期と重なる為です。部会の委員の皆様からも技研を頂き就労アセスメントの為のサービス等利用計画については、セルフプランの対応を可能として生徒・保護者に案内し学校の先生方に作成支援を依頼しています。対応が可能な事業所については、サービス等利用計画を作成していただくことは可能です。平成 28 年度は、今ほど説明した就労アセスメント及び利用調整したところです。次にその結果について報告します。

次の 6 ページをご覧ください。別紙 2 平成 28 年度利用調整結果に行きます。平成 28 年度の特別支援学校卒業生の障がいサービス利用調整結果です。平成 28 年 12 月 16 日までに各区役所に障がい福祉サービスの利用申請があった生徒 87 名について利用調整を行いました。調整の結果ですが、まず上の生活介護においては 26 名中の 21 名が第 1 希望の事業所への利用が決定しています。4 名においては複数の事業所を組み合わせることで利用することになっています。また、新潟市外の卒業生で、新潟市内の生活介護事業所の利用を希望する生徒 1 名が現在空き待ちの状態となっております。また、生活介護希望者のうち重症心身障害の生徒については事業所の限られた枠内で調整を行っているという状況から、申請時より複数の事業所を組み合わせることを前提とし今後の受け入れ先の確保が課題と考えております。その下就労継続支援 B 型については 37 名中 35 名が第 1 希望の事業所への利用が決定しています。2 名については第 2 希望の事業所の利用が決定したこと

から希望通りの調整が出来たところでございます。これは平成28年度に事業所が新規開設したこと、定員も増えたことから利用調整がスムーズに行えたと考えております。利用調整の対象ではありませんが、就労移行支援で3名待機が発生しております。この3名については特定の事業所の利用を強く希望されていることから空き待ちについてご理解いただいていると伺っています。

就労移行支援を希望する生徒は、就労移行支援事業所の一般就労移行率を重視して事業所を選択している傾向があり、就労移行支援事業所でもどのような就労訓練のメニュー提供を行っているかを生徒や保護者も判断材料として決める傾向が強くなっているようです。就労移行事業所による就労訓練のメニューの充実は今後の進路を決めるうえで重要なポイントとなるよう考えられます。平成28年度の利用調整の結果の説明は以上となります。

最後になりますが今回の報告書を持ちまして最終報告を報告させていただきまして、本部会の設置の最大の目的でありました特別支援学校卒業後の就労継続支援B型事業所の利用が出来なくなる問題の解消については新潟市として枠組みを平成28年度に作って運用を開始している所です。この運用に伴いまして本部会での検討については、今年度を持って一旦終了としこの報告を持ちまして最終報告とさせていただきたいと考えております。ですが今後も運用面での改善点や検討事項につきましては、引き続き障がい福祉サービス事業者の皆様や学校の先生方及びその他関係機関の皆様と連携を図っていきたいと考えております。説明は以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。本来この自立支援協議会の役割というのは政策案をまとめて市に提案するという事ではありますが、この進路検討部会につきましては、目の前の卒業生の進路をとびこせない、また実際に困らないような、この部会で検討した案を即実際の制度として利用していただいております。実現しているということで現在、部会の事項が了解を得たいという事で終わらせていただきたいということで発言があったと思います。まだまだ改善の余地があるとは思いますが、実際に答えをつけるという意味では、協議会の専門部会として目的は達成したという事で考えております。この全体報告を持って終了という事ですが、最初の24年度からやっておられた、設置当初から検討に関わっていた山賀委員に部会の成果や感想などにつきまして発言に頂けましたら幸いです、お願い致します。

(山賀委員)

江南区自立支援協議会の山賀と申します。今ほど会長よりありましたが、この部会に関わってきたなかでの感想、振り返りを一言だけ、お話します。そもそも今回のこういう部会の背景には自立支援法が出来て、障がい者が就労を進めようとする中であまり従来の作業所とか施設へ直接卒業したら入るということに対してワンクッション、手続きを一度踏

んでやるのが国の方としての思惑があったんでね。それまで家族の意向が大きく影響すると卒業する進路では大きく影響するというのがあったと思います。これによって本人の意志やポテンシャル、能力などを色んな角度から評価して、何が利用者、生徒にとってより良い選択なのだろうかと、複数の支援機関の人達が共に考え合う場が出来たとことである一定の成果があったと思います。その中でどうやったらより望ましいルール作りをしていくことがこの部会の役割だったのですが、非常に長い時間を掛けて合意形成をしてきたなと思います。本当に先程、山田係長からは話がありましたが、一見本当にシンプルな資料ですが、いくつもの意見を重ねてきた事をご理解いただけ場と思っています。この1つの卒業生の進路に関して、行政といっても障がい福祉課、児童相談所も含めて関わっていますし、計画相談も関わってくると、そして福祉施設、あとは作業所なども間接的にも関わってくことで色んな所で福祉と教育現場と行政がお互いに色んな意見を出し合って歩み寄ってきた合意形成という事でしょうかね。知恵を出し合ってきた合意結成というところで、ぜひこの長い間の議論の成果として評価をいただけるとありがたいと思います。ともすれば、家族の意向が中心になりがちな卒業生の進路が、今ようやく生徒さん自身を主体とした卒業後の進路支援に一步近づいてきたと私自身感じております。以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。長い間市の部会に関わって下さった委員の皆様、部会委員に感謝申し上げたいと思っています。以上でこの部会は終了となりますことを確認させて頂きます。今後は、先ほど申し上げたように改善の余地はあるかと思っていますので、そちらの方は市の制度での運用を改善していきたいのでそちらの方で託したいと思います。以上で宜しくお願いします。

この点について何かご意見ありますでしょうか。ないようでしたら次の(4)基幹相談センターの事業報告に移らせていただきたいと思います。全国的に設置が進む基幹相談支援センターですが、こちらは協議会等で事業検証を行うとしておりますので今回報告させていただきます。基幹相談からの報告をお願いします。

## (4) 基幹相談支援センター事業報告

(竹田相談員)

基幹相談支援センター西の竹田と申します。私の方が代表して事業報告をさせていただきます。まず、はじめにこの資料を本来なら皆さんのもとに事前に目を通していただければいけなかったんですけど、基幹相談支援センターで頑張ってみたのですが間に合

わなくて当日になってしまったことをお許して頂きたいを思います。それでは概要の方を8分で説明したいと思います。

最初に新潟市の担当エリアの概要について、資料4を皆さんご覧してください。資料4の担当エリアについては、このように新潟市全体の状況が書いてあります。これを踏まえて28年度の相談業務状況、これはかなり練って作った文章ですので読ませていただきます。業務の総括、相談から見えてきた地域課題・解決など。基幹相談支援センターの業務は6本柱です。(1)総合相談・専門相談対応(2)地域の相談支援体制の強化に関する取組(3)地域移行・地域定着の促進への取り組み及び支援(4)権利擁護・虐待の防止(5)障がい児等療育支援事業(6)新潟市障がいのある人も共に生きる街づくり条例に規定する障がい等を理由とした差別に関する相談及び啓発活動である。中でも(1)総合相談・専門相談対応が中心業務になっているが、相談内容は多問題を抱えた相談、当事者のみならず家族への対応が求められる相談、触法障がい者に関する相談、虐待が疑われるケース、行動障害のある方への支援に関する相談、障がいが明らかになっていない方に関する相談(ゴミ屋敷も含む)、引きこもり相談、計画相談支援事業の対象外となっているサービスを利用する方からの相談などがあり、相談者や相談内容が幅広くかつ複雑・高度になっている。そのような相談は量的にも質的にも基幹相談支援センターのみで抱え込めるものでなく、解決は困難である。他の相談機関など含めた他機関・他職種連携などによるチーム支援が必要であり、今後はアウトリーチシステムの構築も必要と考えている。

また、センター相談員の質の担保も重要である。障がい特性や支援方法、支援制度等に関する専門的知識、またケースへの対応力・実践力に加え平成28年度に開始した「新潟市障がいのある人もない人も共に生きる街づくり条例」にかかる相談では障がいの特性に応じた合理的配慮に関する相談に対応するため、障がい者権利擁護の知識・技術の専門性や権利擁護に対する倫理性の維持の向上も必要である。現在も毎月研修は行っているが、今後も引き続き研修内容の見直しなどを通じ、基幹相談支援センター相談員の質の担保ができる体制づくりを行う必要がある。

基幹相談支援センター業務から見えてきた地域課題として2つ挙げる。①計画相談支援事業の質の向上、平成27年度からのいわゆるオールケアマネに対応するため、新潟市はまず「計画作成」自体に重きを置いてきた経緯がある。その結果、計画相談支援の本来のプロセスが省略化されていることもあり、今後本来のケアマネジメントプロセスへの転換が課題である。また地域によって計画相談支援事業所や相談支援専門員数に偏りがあることも課題である。基幹相談支援センターとしては、自立支援協議会の場等を活用しながら、相談支援事業所、相談支援専門員へのバックアップ支援のあり方や、相談支援専門員の人材育成(研修やOJT)の方策について検討するなどし、地域の計画相談支援事業の質的向上に寄与したいと考えています。②協議会システムの活性化。地域課題解決の手法として自立支援協議会の活用が欠かせない。協議会への参画は基幹相談支援センターにおいても重要な業務であり、相談支援の専門性を活かしたかわりが必要である。区自立支援協議会と

市自立支援協議会が連動するシステムを意識しつつ、協議会に関わるすべての方が自分の役割を意識しつつ、参加できるような活発な協議会活動となるよう、側面からのサポートをしていきたい。

これが全体を通じた基幹相談支援センターは基幹型を含めるとちょうど2年半が経過したわけですが、概要ということになります。人員体制については全体としてはこういうふうな状況となっております。業務状況です。6つの柱にとって簡単に概略を説明します。1つめ専門相談の対応ですが、件数は25,970件ですけれどもこれは2月までの実績で昨年よりも多くなっていますが、量的数値は限界線を超えていると感じております。今年も2名相談員が増えていますが、それに伴う数ということではなく質における相談の増大が非常に大きかったという事を申し上げておきます。下には事例を3つ挙げさせていただきます。累犯精神障がい者の出所後の支援、事例2が知的障がいの母と発達障がいの子への母子家庭支援ケース、事例3収入に見合わない浪費、親への脅迫行為の相談から生活の立て直しの支援、具体的にはざっくりと読んでもらいたいわけなんですけれども、次のページの囲みの下に参考で触法事案の人数を載せさせていただきます。本日定着支援センターの人もいらっしゃいますが、触法事案実人数は4センターで計26人を対応させていただいております。また、後ほどのページで相談の種別、障がいでどの種別が載っているんですけども、精神の方が43%というふうな数値となっております。発達の方を加えますと軽く5割を超えるという形となっております。いかに現在の基幹相談支援センターの総合相談・専門相談が精神障がいの方の相談にいかにか時間を費やしているかを見ていただけたかと思えます。この3ケースの問題を見ていただくとしても非常に難しい、他機関と連携しないと出来ないということが見てとれる内容になっている。

2つめ、地域の相談支援体制の強化、(ア)(イ)(ウ)という形でやらせて頂いた。正直言って不十分だと思っております。これからの課題となっております。

3つめ、地域移行・地域定着の促進にかかる事業、具体的な地域移行支援所を利用している相談者93人で定着を利用している人1人という事についてここにおける数字自体課題が垣間見えているという事が言えます。

次のページに平成28年度中支援人数 精神科病院からの地域支援移行支援実人数合計81人出させていただきますが、これは退院に関わったケースです。非常に課題が多い数字となっております。支援施設からの地域移行が1人、障がい児の施設から地域移行が2人という状況です。施設入所相談会がそれぞれの恵松園、いなほ園、満日の里、あさひ園で行われたという事です。

(4)権利擁護・虐待防止ですけれども、虐待(疑い務含む)ですけど実人数を出させていただきました。虐待に関わっている人数が84人、成年後見相談では年間87人、うち成年後見申立支援対応している14人という状況です。専門家達の連携はこちらに従っていただいております。



(5)療育等支援事業にかかる事業、訪問による相談が363件実施しました。障がい児の相談所への指導、助言についても記載されている通りです。また今年度から2名の増員を含めて新しく業務に加えました、(6)共に生きる町づくり条例に掛かる相談事業ですが、相談対応が15人、啓発活動が34件となっている状況です。それ以降のページから具体的な実数をデータとして掲載させていただきました。特徴的なことは、先程も申した通り障がい別に対応する実人数が精神障がいの方が大半であるという事、支援後の訪問でアウトリーチが訪問プラス同行で12%と約一割を超えていることですね。支援内容のどんな層が対応をしているかこのリストの所を見ていただければと思います。相談相手、新規相談支援経路について多い所を網掛けし分かりやすくしました。以上、2分ほど過ぎましたが報告を理解して頂きたいと思います。

(広岡会長)

竹田相談員ありがとうございました。今の基幹相談からの事業報告に質問や意見などはございますでしょうか。

(本多委員)

基幹の事例の中で累犯精神障がい者について上げてもらいましたが、定着支援センターの機能に司法と福祉と繋ぐ機能でずっとは定着支援センターと関われないので、定着支援センターの出所後ですね、ある程度のフォローアップ期間として、定着支援センターと関わるんですが、その後が地域の基幹相談支援センターだったり、計画相談などに引き継いでいくということになるんです。ただ先程から話がある相談支援の負担の部分が先程竹田さんから質の方を上げないといけないという話がありましたが、そこは質と負担、経営状況ですね。件数を減らせば解決するわけではなく、そうすると経営が成り立たなくなる、その所をどういう風に考えているのか、基幹相談支援センターの在り方も含めて、ここ新潟市で検討していくと良いなと思いました。感想というわけではなく意見となりました。

(広岡会長)

はい、ありがとうございました。今の意見に対して事務局の方はどうですか。

(障がい福祉課介護給付係長)

基幹相談支援センターにおいて先程竹田相談員の方からも話がありましたが平成26年10月に基幹型が開設し平成27年4月に基幹相談支援センターとして今年2年経過しております。ここにおきましてもお話にありましたように運営の在り方について色々と課題が出てくると思いますが、検証しながら見直しをしていきたいと思っています。

(広岡会長)

はい、今度はよろしいでしょうか。以上ありませんでしょうか。

(坂井委員)

意見でもなんでもないので表の1番を見ていただくと精神障がい者の手帳の取得数が5, 137という数字が出ていますが、精神障がい者達の4分の1しかいないという実態を把握しておいてください。何故かという自立支援医療を受給している人達はほぼ4倍と言われています。80万に居る町の中に2万人の精神障がいの人達がいらっしゃるということ把握しておいてください。あと、身体の人手帳を持っていない人は身体と言われないという事も実態としてあるので、その部分も5, 000人の人達が相談を受けているのではなく、20, 000人の人達が相談対象という事をわかっていただくとこの表がちょっと違う雰囲気を感じるのです。その所をお願いします。

(広岡会長)

ありがとうございます。この表の見方をご説明頂いた貴重な意見かと思えます。4倍いるということなので2万人いるということ、そのうちの5千人の相談を受けているということかと思えます。ありがとうございます。他にございますでしょうか。時間も迫ってきたので(4)の基幹相談支援センターの事業報告は閉じさせていただきます、(5)の平成29年度主な事業について、事務局より説明をお願いします。

## (5) 平成29年度主な事業について

(障がい福祉課長)

障がい福祉課 田中です。私の方から説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。時間が無いので走り走り飛ばしていきたく思います。

資料の5-1(1)平成29年度の主な事業についてご説明いたします。共生のまちづくり関連事業でございます。平成29年度予算は2,120千円となって、前年度に比べ80千円の減となっておりますが、ほぼ同額となっております。

(事業概要・事業内容について資料読み上げ)

紛争解決機関としての調整委員会を開催します。今年度は今年の2月2日に調整委員会を、2月7日に条例推進会議を開催いたしまして、会長、副会長の選任、会の役割について確認したところです。

次に(2)障がい者基幹相談支援センター事業についてでございます。これにつきましては、先ほど竹田さんから説明がありましたけれども事業の概要は先ほどの報告に変えさせていただきます。平成29年度予算は127,763千円、昨年度と比べ163千円の増ですけれども、健康保険料率等の改定によるものです。

次に行きまして、(3)強度行動障がい者(児)支援職員育成事業でございます。平成29年度予算は4,506千円で前年度とほぼ同額となっております。事業の概要は引き続きとなりますので省かせて頂きます。

次に(4)放課後等デイサービス事業でございます。平成29年度予算は719,811千円となり、利用者の増加から前年度より218,690千円の増でございます。今回、この放課後等デイサービス事業につきましては今年の4月1日に国が指定障がい児通所支援に係る省令を改正したことに伴い本市の条例も改正するというものでございます。改正の主な内容といたしましては放課後等デイサービスに関してサービスの質の向上と支援内容の適正化を図るためにサービス提供規模に応じ配置が必要となる従業者の要件、児童指導員、障がい福祉サービス経験者が加わるほか、また放課後等デイサービス事業者が実施する事業の評価を行い、結果をインターネット等により公表し適切な情報提供等を行うこととしております。改正内容については市内関係事業者にも周知をはかり人員の確保等の対応をお願いしてまいります。先日説明会を開きましたので参加された方もいらっしゃると思います。

次の事業に行きます。(5)介護給付等関連事業でございます。提供する主なサービスについては資料の一覧表の通りでございます。このうち居宅介護をはじめ、同行援護、移動支援、短期入所、グループホーム、就労系事業、児童通所事業につきましては市内事業所数の増加に伴いましてサービスの利用の増加が見込まれて、平成29年度予算は12,585,411千円で、前年度より1,077,951千円の増加となっております。

先ほど、放課後等デイサービスに係る省令改正をお伝えしましたが、そのほか就労継続支援A型におきましても改正が行われるため市条例を改正いたします。条例改正の概要といたしましては、事業者は利用者の希望をふまえた就労の機会の提供を行うこと、事業者は生産活動に係る事業収入から必要経費を控除した額が賃金の総額以上となるようにしなければならないこと、という規定が設けられます。就労継続A型は利用者の能力をより高めるため、また事業所運営をより適正化するための改正となります。

次に(6)農業を活用した障がい者雇用促進事業でございます。平成29年度予算ですけれども、前年度予算と比較して1,620千円増となっております。なお、増額部分は農家への助成金となっております。

次、(7)社会福祉施設等整備費補助金でございます。平成29年度予算と致しまして、防犯対策強化として防犯カメラ設置等に係る費用として6施設に補助するというものです。

続いての資料、第5期障がい福祉計画について、少し時間をかけてご説明します。資料5-2をご覧ください。来年度から作成作業を行う第5期障がい福祉計画についてご説明します。まず計画作成に係る法的位置づけでございますが、障がい福祉計画は障害者総合支援

法第 88 条第 1 項に位置づけられるもので、「市町村は、(国が示す)基本指針に即して定める」とされているところです。また下の囲みでございます。平成 28 年児童福祉法が改正されて、新たに障がい児福祉計画の策定も義務付けられたところがございます。これも基本指針に沿って定めるとされています。それぞれの計画につきましては全国の市町村が必ず定めなければならないというものでございます。

それでは次のページに行って頂きます。「1.計画の位置づけ等」ですが、障害者総合支援法第 88 条第 10 項では「障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置する市町村は、障害福祉計画を定める時は当該機関の意見を聞かなければならない。」とされています。この合議制の機関は新潟市としては「新潟市障がい者施策審議会」を指しています。この 3 月 10 日に開催いたしまして、計画についてご説明をさせて頂いたところです。来年度以降、新潟市施策審議会におきましては福祉計画を審議していただくということでございます。更に総合支援法第 88 条第 9 項では「総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会を設置した時は市町村は障害福祉計画を定める場合協議会の意見を聞くよう努める」とされているところです。この条文で言う協議会というのが皆さんお集まりいただきます自立支援協議会にあたります。自立支援協議会の意見を伺いながら来年度以降福祉計画を策定するというところでございます。

次めくっていただきまして、先ほどからご説明した通りですが、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は国の基本指針に沿って定めるとなっております。障がい児福祉計画は障がい福祉計画と一体のものとして作成することができるとされていることから新潟市におきましても障がい福祉計画と一体で作成したいと考えているところでございます。

1.基本指針につきましては今年度中に新たな指針を示すとありますけれど、今のところ指針見直し案につきましては 3 月 4 日までにパブリックコメントを行っておりまして、そこでの意見を踏まえ、3 月中に示されることとなっております。その為変更される可能性もありますけれど現時点での基本指針の概要は資料の通りです。

2.基本指針見直しのポイントとして 6 つをあげています。1 つめとして「地域おける生活の維持及び継続の推進」は地域生活支援拠点等整備などを示しています。

3 の成果目標と致しましては従来の成果目標の他に②の「精神障害にも対応した地域包括システムの構築」とか、④「福祉施設から一般就労への移行」で就労定着支援に係る目標が盛り込まれています。これは総合支援法の改正で就労定着支援という新たなサービスの創設を踏まえ職場の定着率が成果目標に追加される見込みとなっているというものでございます。

また児童福祉法の改正により⑤「障害児支援の提供体制の整備等」が新たな目標に盛り込まれる見込みというものでございます。

障がい福祉計画の計画年度についてご説明させていただきます。第 1 期から第 4 期まで 3 年ごとの計画を定めているところでございます。これから定める第 5 期については計画年度

が平成30年度～32年度となっています。新潟市の実情とこれまでの計画を踏まえまして29年度から策定作業を行っていきたいと考えています。

最後のページにありますけれども策定までの今後のスケジュールをお示しさせて頂いております。平成29年5月にニーズ把握のためのアンケート調査を予定しております。平成26年度使用したアンケートをベースにいたしまして調査票を作成してまいります。その後8月から11月にかけて主に施策審議会におきまして3回にわたって計画案を検討いたしますが、自立支援協議会に置かしても平成29年10月の全体会におきましてご検討いただきたいと考えております。その後パブリックコメントを実施し平成30年2月に計画の承認を頂くというような全体スケジュールを考えております。走り回りで恐縮ですが私からの説明は以上です。

(広岡会長)

はい、ありがとうございます。只今の平成29年の主な事業についてご質問・ご意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

(坂井委員)

施策審議会と自立支援協議会の連動性というのが気になるのですが、ここまでぎりぎりでないとできないのでしょうか。私共うちの法人では審議会の方に出させていただいているのですが、自立支援協議会との連動していない感覚がすごくあるのですね、お互い。その所はどうなのでしょう自立支援協議会が区の様々な課題を抽出するところなのでその所は先にやった方がいいような気がします。やらなきゃいけないことだからやるということは、あまりよろしくないのではないかなと思うのですが。すいませんが私の意見ですが。

(広岡会長)

はい、自立支援協議会と施策審議会の連動性についての問題だと思うんですが、私も先般、施策審議会の方にオブザーバーとして出させていただきまして、両輪としてやっていかなければならないと思うんですが、こちらの方の考え方だということはいかがでしょうか。事務局の方お願いします。

(障がい福祉課共生社会推進担当係長)

障がい福祉課 竹中です。やはり一体となってやっていきたいと思っています。意見については叩き案が出来る前に自立支援協議会にはかるということで10月を予定としております。

(坂井委員)

という事は10月には我の々意見が確実に自立支援協議会に反映されるという事でよろしいでしょうか。

(障がい福祉課共生社会推進担当係長)

そうですね、最終案には反映されるという事ですね。

(広岡会長)

はい、よろしいでしょうか。他にご質問・ご意見ございませんでしょうか。

(高橋委員)

にいがた・オーディズム高橋理事です。お世話になっております。

強度行動障がいの方のことで聞きたいことがあるんですが、先月、ユウカリの会の方にお話を聞いたんですけど障がいがあると診断があると診断されていてもしばらくそのうちなんとかなるだろうというお話がありまして、診断を受けてそのまま何もしないでそのような形になると思っていないけど、診断を受けた後にすんなり療育に繋げてそれを途切れないようにしていただければ、あんまり強い強度行動障がいにならないのではないかなと思うんですけど、診断を受けた後に何かしら療育に繋がっていないとは言わないが、上手に途切れないようにしていただきたいと思っています。

(広岡会長)

はい、今の途切れない支援といいますか、診断を受けた後の考え方やり方について事務局のほうお願いします。

(障がい福祉課介護給付係長)

強度行動障がいについて症状が出やすいのは思春期を境目として話を伺っています。思春期、診断後の途切れない支援についても障がい児のサービスも含め家族の支援も課題となっていますので、支援体制を整えていきたいと考えております。

(広岡会長)

はい、いかがでしょうか。お答えでわかりますでしょうか。よろしいですか。

(小林委員)

資料2 運営事務局会議についてです。3点だけ。北区自立支援協議会の小林です。

1点目、第4回の②待機者の解消について何ですけど、説明では待機者人数はあまり変わらないということでしたが保護者の高齢化に伴って突然増えてくるのではないかと私は

危機感を感じています。引き続き検討ということになりますが、実態把握とともに実際にどれくらい増えるのかの把握をしていただきたいと思います。

2点目は、資料2の2ページ目、①に関連して、「ハード整備における課題について一歩進んだ協議が必要」とありますが私も同意見でして、障がい児が初めて通所施設に行く際などに対してつい立などの「簡単な構造化」について補助があると行動障害が少しは軽減されることがあるので、そのあたりのことについても検討していただけるとありがたいです。

3つめは2番の介護保険からのスムーズな意向について、回答が西区のマニュアルを参考にできないか検討するということでしたが、皆様ご存じだと思いますが30年に国の制度変更が予定されていますが、障がいの方も介護保険のように使いやすくなるというアナウンスがあるんですけど、このようなことも含めてマニュアル化をしていただけると助かります。北区の高齢者と福祉との連携の研修会に出たのですが、やはりマニュアルの整備が必要と感じました。あと、説明も60才頃から始めるべきという話でしたが、北区も同意見で介護側は多かったのですが、60才から始めることをアナウンスするとよいのではないかと思います。その際に介護保険の事業所のワーカーは是非参加させていただきたい。そのあたりの仕組みを説明するアナウンスを一緒にできると良いのではないのでしょうか。

(広岡会長)

今の意見についてのことについてでしょうか、どうぞ。

(高橋委員)

親の立場からいうと、今受けている障がい福祉サービスから介護保険に移っていくとき、親に知らせるだけでなく子にも知らせるのが必要ではないか。子が40才、60才の時に親は80・90才となっていることが考えられます。その時誰が説明するのだろうかということがある。そのときに親が40、50くらいのときに知っていれば心構えが少しは変わってくるのではないか。こういう風にしなければならぬということがわかっていれば意識ができると思うので両方に伝えていくといいのではないか。

(広岡会長)

今の3点を意見として議事録に載せさせていただきます。改めて時間の方が予定より10分過ぎましたので議会としてはここで終わらせていただきたいと思います。(6)の方に移りまして皆様の方から何かありましたら挙手をお願いします。

(竹田相談員)

すみません、訂正をお願いします。資料の4の2ページ目、「基幹相談支援センター業務から見てきた地域課題」についての①の計画相談支援事業のところで「平成27年度」からとなっているが、オールケアマネが27年度からと誤解を与えてしまうので「24年度から」と訂正してください。100%にすることになったのが27年度であって、始まったのは24年ですので訂正をお願いします。

(広岡会長)

訂正の方よろしくをお願いします。他にありませんでしょうか。ないようでしたらここで終了させていただきます。長引きましたが終了させていただきたいと思います。以上で第18回の新潟市地域自立支援協議会を終わらせていただきたいと思います。